

平成24年9月25日

「ゆうちょ銀行の個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付けに関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

一般社団法人
全国信用組合中央協会

信用組合業界では、これまで郵政改革について、「実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹するべきである」と一貫して主張してきた。

今回の個人向け及び法人向け貸付け等に係る認可申請は、ゆうちょ銀行に政府の関与が残る中、完全民営化への具体的な計画が示されない中での新規の業務拡大を追求するものであり、到底容認できるものではない。

また、本認可申請に対する意見については、既に民間金融機関の総意として表明（9月13日、「郵政民営化を考える民間金融機関の会」共同声明）しているところであるが、信用組合業界としては、特に以下の点について、改めて申し述べたい。

1. 公正な競争条件の確保

ゆうちょ銀行における新規業務への参入については、民間金融機関との公正な競争条件を確保することが大前提である。

ゆうちょ銀行に実質的な政府の関与が残る間は“暗黙の政府保証”を背景とした優位性による民業圧迫の懸念が極めて大きく、地域・業域・職域を基盤とする信用組合、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすおそれがある。

したがって、今回の貸出業務等への新規参入については、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な計画が早期に示されることが重要であり、かつ、その実効性が担保されない限り、認めるべきではない。

2. 地域金融・地域経済に与える影響

信用組合は、地域・業域・職域における中小零細事業者や生活者の「相互扶助」を理念とし、地縁、人縁による地域密着型金融に取り組む中で、地域に根差した金融の円滑化に努めている。

仮に、公正な競争条件が確保されないまま、巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走ることとなれば、到底共存関係とはなり得ず、相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、まさに経営上の死活問題である。

とりわけ地域の中小零細事業者や生活者等に対する貸出業務については、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までも浸食し、地域金融ひいては地域経済等に大きな混乱を招くおそれがある。

したがって、今回の貸出業務等への新規参入については、地域社会の健全な発展を阻害することがないように、地域金融及び地域経済に与える影響を踏まえ、認めるべきではない。

以 上